

令和元年6月14日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03420

研究課題名(和文)非財務情報の開示と統合報告に関する法規制の研究 - 開示情報の信頼性の確保を中心に -

研究課題名(英文)A study on the legal framework of narrative reporting and its assurance

研究代表者

川島 いづみ (Kawashima, Izumi)

早稲田大学・社会科学総合学院・教授

研究者番号：50177672

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：イギリスでは、非財務情報の開示が一元的に会社法で規定され、外部監査人である会計監査役に、財務情報との一致の確認を含め、非財務情報についての一定の保証業務が義務付けられており、また、コーポレートガバナンス・コード(CGコード)で、開示情報の完全性について取締役会が責務を負うことを明示している。南アフリカでは、CGコードが取締役会に、対外的な開示書類も対象に統合アシュアランス・モデルと呼ばれる、内部的なアシュアランス体制の構築・運用を求めている。このように、開示情報の信頼性確保のために、会社法の会計監査役に関する規定に加え、CGコードを活用するという手法の有用性が、本研究により明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

上場会社による非財務情報の開示が増大し、重要性を増す中で、開示情報の信頼性の向上・確保のための制度的な対応が求められている。この点、イギリスでは、会社法で会計監査役に非財務情報について一定の保証業務を義務付け、またコーポレートガバナンス・コード(CGコード)で開示情報の完全性について取締役会の責務を明確化している。統合報告発祥の地である南アフリカでは、CGコードで、取締役会に開示情報も対象とする統合アシュアランス・モデルの構築を求めている。これら本研究により明らかとなった知見は、わが国における非財務情報の開示に対する類信頼性向上のための制度的な対応を検討する上で有益であると考えられる。

研究成果の概要(英文)：In UK Companies Act, the auditor must, based on his work undertaken, present some kind of assurance of narrative reportings, and under UK corporate governance code, the board should satisfy itself on the integrity of financial and narrative statements. Under King VI code on corporate governance in South Africa, the board should satisfy itself that a combined assurance model is applied which incorporates and optimizes the various assurance services and functions. In order to provide the enhanced reliability for the listed company's narrative reportings, it seems to be useful to use our corporate governance code as a tool to design and implement the combined assurance model, in addition to the legal requirements in relation to assurance provided by auditors.

研究分野：社会科学

キーワード：非財務情報の開示 統合報告書 戦略報告書 非財務情報説明書 統合アシュアランス

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

上場会社による非財務情報の開示が重要性を増し、企業統治に関する情報はもとより、企業の社会的責任との関係から、食の安全対策や、環境規制への対応、環境保全活動など、いわゆる ESG 情報を自主的に開示する企業も増加してきた。いわゆる「統合報告書」を開示する企業も急増し、2015 年末には 200 社を超えると予想されており、制度的な基盤整備のための研究がさらに必要であると考えられた。このように開示情報が質・量ともに増大することに加え、わが国では開示媒体が、金融商品取引法（以下「金商法」という。）による有価証券報告書等、会社法による事業報告、上場規則に対応する開示、そして自主的な開示と複数存在し、企業の開示負担が増大していること、他方で、情報の受け手（投資家）からみて開示情報の散在・重複、一部には情報過多という状況もみられた。

研究代表者は、平成 25 年から 27 年まで科研費を得て「非財務情報の開示と開示責任に関する法規制の研究」（基盤研究(C)）を行ったが、2013 年にイギリスで非財務情報の開示に関する法改正が行われたことからイギリス法を比較研究の対象とし、また国際的な情報開示の潮流が統合報告を強く志向していることを確認した。そして、統合報告、つまり財務情報と非財務情報（財務情報を補足する情報や ESG 情報など）を相互の関連を含めて統合的に開示するための制度的基盤を整備し、これを制度開示または法的開示として行くためには、不実開示に関する法的責任に加えて、開示情報の信頼性をいかに確保するかが重要である、との認識を得た。ちなみに、2015 年には、東証がコーポレートガバナンス・コード（以下「CG コード」という。）を採用し、CG コードの諸原則について、comply or explain アプローチによる開示が開始されている。

2. 研究の目的

本研究は、非財務情報の開示と統合報告という開示手法に関する法規制について、特に開示情報の信頼性の確保のための法制度を中心として、研究するものである。その際、コーポレートガバナンス・コードが果たす機能に注目し、また、いわば「非財務情報内部統制」といった視点で、この研究を進めるところに特色がある。これにより、開示される非財務情報の信頼性を確保する方策を提示し、非財務情報開示の質の向上に資するとともに、統合報告の制度化の基盤を提供することができると考えている。比較研究の対象は、2013 年に統合報告としての性格が濃厚な開示書類（戦略報告書）に関する会社法改正を行ったイギリス法と、ヨハネスブルグ証券取引所の上場規則において統合報告の提出を義務づけている南アフリカ法とした。

3. 研究の方法

(1) 本研究は、イギリスの法制・会社実務を主たる比較研究の対象として、開示される非財務情報の信頼性確保と CG コードの関係を鍵に、統合報告書を含めた非財務情報の開示に関する法規制を研究しようとするものであり、その際、統合報告書の提出を上場規則で義務付けている南アフリカの法制も参考にすることとした。そこで、研究の方法としては、第 1 に、イギリス法について、イギリスの CG コード（以下「UKCG」コードという。）に関するものを含めて関係法令や論文等の文献・資料を収集・検討して、非財務情報の開示規制と UKCG コードの沿革・相互関係等を研究することとした。資料収集とともに、上場会社の開示実務やコードによる規制の趣旨・目的に関する理解を深めるため、イギリスでの現地調査を行い、会社法の所轄官庁である事業・革新・技能省（Department for Business, Innovation and Skill: BEIS）、CG コードの策定主体である財務報告評議会（Financial Reporting Council: FRC）、金融行為監督機構（Financial Conduct Authority: FCA）での担当者からのヒアリング等を実施している（2017 年 9 月 13 日～19 日、2019 年 2 月 12 日～18 日）。2 回目の海外調査は、当初南アフリカを予定していたが、時期的・研究資金的に困難となったことや、UKCG コードが 2018 年に大幅改訂されたため、これについて聴取り調査を行いたかったこと、また、南アの会社法関連資料の入手は、かえってイギリスの大学図書館等の方が便利であることもわかり、ロンドンでの現地調査に切り替えた。この間、研究代表者が研究対象としてこなかった南アフリカ会社法等について、基礎的な知識の取得に注力した。

(2) 第 2 に、上記のようにして収集した資料やヒアリングの結果等を分析・検討していく作業の節目として、学内研究会等で報告を行うこととし、2017 年 3 月 28 日開催のシンポジウム（コーポレートガバナンス・コードと会社法制 / 早稲田大学比較法研究所主催・先端社会科学研究所等共催）において、「イギリスの CG コードと会社法」の報告を担当し、2017 年 7 月 15 日、上村達男早稲田大学法学学術院教授主催の研究会（学内外の研究者が参加）でイギリス法を比較研究対象としわが国への示唆も含めて非財務情報の開示と開示情報の信頼性確保について報告し、2018 年 6 月 23 日には、東京商事法研究会（インターカレッジの研究会）の 35 周年記念大会において「イギリス会社法における取組み - 一体的開示と一元的監査等」の報告を担当した。

4. 研究成果

(1) イギリスでは、会社法上、従来、計算書類・グループ計算書類（まとめて「計算書類」という。）については、会計監査役による監査の対象とされ、その監査結果が会計監査役報告書

(auditors' report)に記載されて株主総会に提出・公開される他、戦略報告書と取締役報告書については、財務情報と一致するか否かについて会計監査役の見解が表明され、また、取締役報酬報告書は会計監査役による監査の対象部分と非対象部分に分けられていて、監査対象部分は会計監査役による監査の対象とされている。実務的には、これらに加えて、非財務情報について任意のアシュアランス(third-party assurance)を受ける例もみられた。そして、2015年の会社法関連規則の改正により、会計監査役報告書には、計算書類の監査に加えて、戦略報告書、取締役報告書およびCG説明書(corporate governance statement)について、提供される情報が計算書類と一致しているか、適用される法的要件に従って作成されているか、および、会計監査の過程で得た当該会社に関する知識・理解に照らして、重要な不実記載が認められるか否かと重要な不実記載が認められるときはその各々の性質を指摘するものとされた(英会社法496条1項)。なお、コーポレートガバナンスの説明は、取締役報告書に記載するほか、CG説明書という独立の開示書類とすることも許容されている。いずれについても、会計監査役との関係では、同様の扱いを受けることになる。なお、について、会計監査役には、積極的な情報収集や調査を行うことは求められていない、という趣旨のようである。

次に、2018年改訂UKCGコードには、取締役会は、財務書類と非財務書類(narrative statements)の完成度を充足するために、正規で透明性のある方針と手続を確立すべきであるとする原則(原則M)が設けられた。その脚注には、公正でバランスのとれた理解しやすい評価を提供すべき取締役会の責務は、規則によって開示が要求される情報ばかりでなく、臨時のものを含めて、規制当局に提出される、株価に影響するその他の開示情報に及ぶ旨が記載されている。また、監査委員会の主たる役割と責務に関するUKCGコードの規程には、会社の内部監査機能の実効性を監視し、レビューすることが掲げられている(規程25)が、内部監査機能の内容に踏み込んだ規程は設けられていない。なお、わが国のCGコードと異なり、UKCGコードの原則は遵守の対象であって、comply or explainアプローチの対象となるのは、規程のみである。

(2) 南アフリカのCGコードは2016年に改訂され、現在適用されているのはキングIVと呼ばれるCGコード(King IV Code on Corporate Governance、以下「キングIV」という。)であり、17の原則と原則を实践するための推奨実務(recommended practices)で構成されている。キングIVの原則4では、ガバナンスの責任主体(取締役会)は会社の主たる目的、リスクと事業機会、戦略、ビジネスモデル、業績および持続可能な発展がすべて、価値創造プロセスの分ちがたい要素であることを認識すべきであるとして、統合思考を掲げ、推奨実務(practice 12・15等)において、統合報告書(integrated report)の公表や取締役会によるその監視を求めている。また、ヨハネスブルグ証券取引所の上場規則も上場会社に統合報告書の開示を義務付けている。注目されるのは、原則15をアシュアランスに充て、取締役会はアシュアランスとその機能が実効的な統制環境を可能とし、内部的意思決定のための情報および対外的報告書の完全性の助けとなることを確保すべきであると定め、推奨実務で、統合アシュアランス・モデル(combined assurance model)を提示していることである(practice 40以下)。統合アシュアランス・モデルとは、当該会社のリスク管理のためのライン機能やリスク管理とコンプライアンスを促進し監視する専門の機能、内部監査機能、内部監査人、外部監査人およびその他のアシュアランス提供者の結合を通じて、内部的に提供される情報や対外的な開示情報の完全性を確保しようとするものであり、取締役会はそうしたアシュアランス・モデルの整備(構築・運用)に責務を負い、監査委員会は権限委譲を受けて、これを監視する責務を負う、とするものである。財務報告に係る内部統制についての考え方を、統合思考と統合報告書を介して発展させたものである、と捉えることもできそうである。

(3) わが国の場合、非財務情報の開示書類は、会社法上は事業報告、金商法上は有価証券報告書等と二重に存在し、加えて任意に「統合報告書」が作成される、という状況にあるが、近時のイギリスにおける法改正などを勘案すれば、非財務情報の開示に関する制度的枠組みを見直すことが必要であると考えられる。開示情報の信頼性の確保についても、基盤となる法制度との関係が重要だからである。しかしながら、ここではこの点の議論はひとまず置いて、事業報告と有価証券報告書との一体的開示が進展して開示書類が有価証券報告書をベースに一元化することを想定し、前述のイギリスと南アフリカに関する比較法制研究からの知見を基礎に、開示情報の信頼性を確保するための制度的対応の方向性を提示してみることとする。

まず、有価証券報告書は、担当の業務執行取締役(代表取締役)が作成し、事業報告と同様に、取締役会の承認を受けるべきことを明示的に規定すべきであろう。そして、取締役会は、その業務監督権限に基づき、内部監査部門と内部監査人、会計監査人、任意の契約により会計専門家が提供するアシュアランス業務等を総合して、有価証券報告書等で対外的に開示される非財務情報の信頼性を保証するための、非財務情報に係る統合的なアシュアランス体制を整備すべきことが要請される。この要請は、法的に義務付けるよりも、CGコードによりソフト・ローで規制するという南アフリカ法制の手法が参考になろう。このアシュアランス体制の構築は、監査役、監査役会、監査等委員会または監査委員会(以下、「監査役等」という。)にとっても有益であり、また、監査役等の業務監査の対象ともなろう。金商法上、監査人の監査対象となるのは、有価証券報告書の「経理の状況」の内容となる財務計算に関する書類(連結財務

諸表等と財務諸表等)に限られており、それ以外の開示情報の監査について特段の定めは置かれていないが、現在の事業報告と同様に、監査役等の監査対象であることを明示的に法定すべきであると考えられる。加えて、会計監査人(金商法上の監査人)が、イギリス会社法上の会計監査役と同様に、非財務情報の信頼性を一定程度保証するアシュアランス業務について、その法定も含めて検討するべきであろう。財務情報に言及しながら業績等を記述的に分析した情報について、会計専門家が、そこで言及される財務情報の数値等が計算書類(財務情報)と一致することを確認し、必要であればその修正を求め、または重要な虚偽記載等を指摘するといったことが、国際的にも今後益々重視されるものと考えられるからである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1 件)

川島いづみ「2018年度東京商事法研究会 35周年記念大会 報告要旨/統一論題:公開会社法制の構築・整備 イギリス会社法における取組み - 一体的開示と一元的監査等」企業会計、査読/無、2019年1月号付録、2019年、9頁~12頁

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 1 件)

尾崎安央 = 川島いづみ = 若林泰伸編著、商事法務、『上村達男先生古稀記念 公開会社法と資本市場の法理』、2019、川島いづみ「非財務情報の開示と開示規制 - イギリスにおける非財務情報に関する開示法制の進展」、487頁~512頁/全802頁

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年:
国内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年:
国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名:

ローマ字氏名:

所属研究機関名:

部局名:

職名:

研究者番号(8桁):

(2)研究協力者

研究協力者氏名:

ローマ字氏名:

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。